

強度行動障害受入れ事業補助金 Q&A

NO	質問	回答
1	【強度行動障がい者受入れ加算】 補助要件の「強度行動障がい者を 2人以上受入れていること」とは、 法人ごとの受入れ人数か、事業所 ごとの受入れ人数か？	事業所ごとの受入れ人数になります。 補助金の申請も事業所ごとに提出してください。
2	【強度行動障がい者受入れ加算】 上記 No.1 について、事業所の中 で単位が分かれている場合はどう なるのか？	事業所の中の単位ごとに申請してください。
3	【強度行動障がい者受入れ施設改 修費補助】 補助要件の「新たに受入れる」に ついて、急遽受け入れた後に整備 が必要となる場合がある。 その場合は補助対象とならないの か。	要領第6条第2項に定める事前協議の時点で、強度行動障 害を有する障がい者を受け入れて3か月以内であれば「新 たに受け入れる」ための整備とみなし、補助対象とします。
4	【強度行動障がい者受入れ施設改 修費補助】 継続して受け入れている利用者の 状態が変わり、環境整備のために 施設改修を行う場合は補助対象と ならないのか。	新たに受け入れるための施設改修が対象となるため、状態 の変化に伴う改修費は対象外となります。